

Client Alert

28 July 2023

EU Sustainability Series (vol. 2)

企業の持続可能性に関するデュー・デリジェンス指令案（Corporate Sustainability Due Diligence Directive）

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



山崎 ふみ
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com



ミカエル・ティラロンゴ
アソシエイト
+81 3 6271 9748
michael.tiralongo@bakermckenzie.com



岩本 彩花
アソシエイト
+81 3 6271 9718
ayaka.iwamoto@bakermckenzie.com

欧州委員会（European Commission）¹は、2022年2月22日に企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令案（Directive on corporate sustainability due diligence、以下「本指令案」）を採択した。その後、欧州連合理事会²は2022年12月1日に本指令案に関する自身の立場を採択し、欧州議会³も2023年6月1日の投票を経て本指令案の内容を一部修正する形で採択した。本指令案は、グローバルなバリューチェーンを通じて、持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的としている。

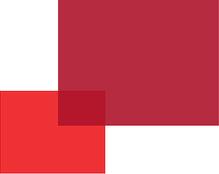
本指令案は、企業活動における様々なバリューチェーンにおける人権及び環境面悪影響を軽減・解消するプロセスやEU域内外のサプライヤーや顧客との関係において、人権スタンダードやより環境に優しい経済への移行に関する統合的な取組を確実にし、ビジネスの決定に人権や環境の観点を取り入れることをEU域内の企業に求めている。フランス、オランダ、ドイツなど一部のEU諸国は、すでに国内法にコーポレート・デュー・デリジェンスの義務を導入しており、また、自主的なデュー・デリジェンスの枠組みを適用している企業もあるが、EU機関は、現状ではまだ不十分であるとの見解を示している。そのため、本指令案の目標は、すべてのEU加盟国において、カテゴリー化された企業（本指令の適用範囲に関する詳細な説明については、以下のセクション1を参照）に適用される共通の枠組みを作ることにある。本指令案は、EU域内の企業（EU企業）のみならず、EU域外の企業（非EU企業）に対しても適用される予定であり、本指令案が正式に発効された際には日本企業に直接の影響が生じる可能性がある。また、適用対象となるEU企業のサプライチェーンに組み込まれている日本企業が、当該EU企業によって実施される人権・環境デュー・デリジェンスの一環として、リスク軽減のための対応が求められるなど間接的な影響を受ける可能性も見込まれる。本指令案は、これまでに制定された各国の規制と比較し、より包括的な人権・環境デュー・デリジェンスの実施を義務づける点で、日本企業に与える影響も大きいといえる。

本稿は、主に欧州委員会が採択した本指令案に基づいているが、最終的な法案は欧州委員会、欧州理事会、欧州議会の間で議論される必要がある（「三者協議（trialogue）」として知られるプロセス）、最終的に採択されるのは

¹ 欧州委員会（European Commission）は、EUの行政執行機関として、法案の提出、政策の施行、法の執行、予算の管理、国際条約の交渉等を行う。各加盟国より1名ずつ任命される委員によって構成される。EU法の立法に際しては、欧州委員会が提出した法案を、欧州連合理事会と欧州議会とが審議して採択するのが一般的な手続となる。

² 欧州連合理事会（the Council of the European Union）は、欧州委員会からの発議を受けて立法の採択を行う立法機関である。各加盟国の閣僚によって構成される。なお、欧州連合理事会の上位に位置付けられる欧州理事会（European Council）は、EUの全体的な政治指針と優先課題を決定するEUの最高政治機関であり、EU加盟国の首脳及び欧州委員会委員長、欧州理事会議長によって構成される。

³ 欧州議会は、EU法の制定に関して国民の利益を代表する機関で、EUの活動を監督するほか、立法権限を欧州連合理事会と共有している。欧州議会の議員は全加盟国の有権者によって直接選出される。



今年末か、場合によっては 2024 年初頭となることが予想される。したがって、以下に説明する定義、基準値、条項の一部は変更される可能性があることにご留意いただきたい。

本稿では、本指令案の適用範囲、人権・環境デュー・デリジェンス、気候変動計画、取締役の義務に関する要求事項、並びに、制裁措置や民事責任など違反した場合の帰結（案）について解説する。また、日本企業が本指令案に準拠するためにどのような準備・対応をすべきかについても考察する。

1. 本指令案の適用範囲

本指令案は、以下の条件を満たす EU 企業に適用される。

- 年次財務諸表が作成された直近の会計年度において、平均従業員数が 500 名を超え⁴、全世界での純売上高が 1 億 5,000 万ユーロを超える企業、又は
- 年次財務諸表が作成された直近の会計年度において、平均従業員数が 250 名を超え、全世界での純売上高が 4,000 万ユーロ超である企業（ただし、当該純売上高の少なくとも 50%が、下記の特定のハイリスクセクターのいずれかにおいて生じたものであることを条件とする）⁵。
 - 繊維製品、皮革製品及び関連製品（履物を含む）の製造、並びに繊維製品、衣料品及び履物の卸売
 - 農業、林業、漁業（養殖業を含む）、食品の製造、農業原料、生体動物、木材、食品、飲料の卸売
 - 採掘場所を問わず、鉱物資源の採掘（原油、天然ガス、石炭、褐炭、金属及び金属鉱石、その他すべての非金属鉱物及び採石製品を含む）、基礎金属製品、その他の非金属鉱物製品、金属加工製品（機械設備を除く）の製造、鉱物資源、基礎及び中間鉱物製品（金属及び金属鉱石、建設資材、燃料、化学物質、その他の中間製品を含む）の卸売

本指令案は、以下の条件を満たす非 EU 企業にも適用される。

- 直近の会計年度の前年度において、EU 域内で 1 億 5,000 万ユーロ超の純売上高を計上している企業、又は
- 直近の会計年度の前年度において、EU 域内で 4,000 万ユーロ超 1 億 5,000 万ユーロ以下の純売上高を計上している企業（ただし、全世界の純売上高の少なくとも 50%が、上記のハイリスクセクターのいずれかから生じたものであることを条件とする）⁶。

上記の数値は現在検討中であり、今後変更される可能性があることにご留意いただきたい。

⁴ 欧州議会が採択した修正案では「従業員数平均 1000 人超」とされている。

⁵ 欧州議会が採択した修正案では「①従業員数平均 500 人超、かつ、グローバルでの直近の会計年度の売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超、又は②従業員数平均 250 人超、かつ、グローバルでの直近の会計年度の売上高が 4,000 万ユーロ超」とされている。

⁶ 欧州議会が採択した修正案では「グローバルでの直近の会計年度の売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超、かつ、そのうち EU 域内の売上高が 4,000 万ユーロ超」とされている。

2. 人権・環境デュー・デリジェンス

本指令案は、人権・環境デュー・デリジェンスに関して以下の要件を定めている。

(a) 企業ポリシーへのデュー・デリジェンスの統合

企業は、デュー・デリジェンスを全ての企業ポリシーに統合し、毎年更新し、以下の各項目を含んだデュー・デリジェンスポリシーを定めなければならない。

- デュー・デリジェンスにおける企業のアプローチ（長期的なものも含む）に関する記述
- 企業の従業員及びその子会社が従うべき規則及び原則を記載した行動規範、及び
- デュー・デリジェンスを実施するために導入されたプロセスの説明（行動規範の遵守の検証手段、既存の取引関係にその適用を拡大するために講じられた措置を含む）

(b) 実際の悪影響と潜在的な悪影響の特定

企業は、自社の事業、子会社の事業、及び、バリューチェーンに関連する場合には既存の取引関係から生じる、現実には又は潜在的に発生し得る人権や環境への悪影響を特定するための適切な手段を講じなければならない。本指令案における「バリューチェーン」とは、製品やサービスの開発、製品の使用や廃棄を含む、企業による商品の生産やサービスの提供に関連する活動や、企業の上流及び下流の既存の取引関係に関連する活動を指す。

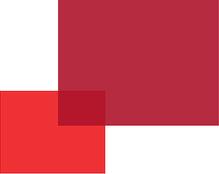
本指令案は金融サービス業界の企業にも影響を与える。企業がクレジットやローン、その他の金融サービスを提供する場合、そのサービスを提供する前に、現実には又は潜在的に発生し得る人権や環境への悪影響の特定を行わなければならない。

(c) 潜在的な悪影響の防止及び解消

企業は、上記(b)により特定された潜在的な人権及び環境への悪影響を防止するために適切な対策を講じるか、又は防止が不可能な場合もしくは直ちに防止することが不可能な場合は、適切にその潜在的な悪影響を緩和する措置を取らなければならない。また、上記(b)より特定された、又は特定されるべきであった現実の悪影響がある場合には、企業は当該悪影響を解消するための適切な措置を講じなければならない。また、解消できない場合は、その影響の程度を最小限に抑えなければならない。

潜在的な悪影響を防止又は解消するために、企業は（必要に応じて）以下の行動を取らなければならない。

- 悪影響の中立化又はその範囲の最小化（影響を受けた者への損害賠償及び影響を受けたコミュニティへの金銭的補償の支払いを含む）。その措置は、悪影響の重要性と規模、及び悪影響に対する企業の行為の寄与度に相応したものでなければならない。
- 悪影響の予防のために必要な措置の性質や複雑さのために必要な場合、合理的かつ明確に定義された行動計画、及び、改善を測定するための定性的・定量的指標（KPI）を備えた予防行動計画を策定し、実施すること
- 直接の取引関係にある取引先から、企業行動規範及び必要に応じて予防行動計画を遵守することについて、契約上の保証を求めること（直接の取引関係にある取引先の取引先の活動が企業のバリューチェーン

- 
- の一部である範囲において、当該取引先からの契約上の保証を求めることを含む）（契約によるカスケード）
- 経営や生産プロセス、インフラへの投資など、必要な投資を行うこと
 - 行動規範又は予防行動計画の遵守が中小企業（「SME」）の存続を危うくする場合、会社が取引関係を構築している中小企業に対し、ポイントを絞った適切な支援を提供すること、又は、
 - 競争法を含む EU 法に従い、他の事業体と協力すること。特に、他に適切又は効果的な方法がない場合には、企業が悪影響を解消する能力を高めることも含む。

上記の措置によって潜在的な悪影響を防止又は解消することができなかった場合、企業は、当該影響が発生したバリューチェーンに関連する、又はバリューチェーンにおけるパートナーとの新たな取引関係の構築又は既存の関係の拡大を抑えることが求められ、当事者の関係を規律する法律上可能な限度で、以下の行動を取らなければならない。

- 予防と悪影響の最小化の努力が短期間に成功すると合理的に予想される場合であれば、当該パートナーとの取引関係を一時的に停止すること、
- 潜在的な悪影響が深刻な場合、当該活動に関する取引関係を終了すること。

ただし、金融サービス業界の企業については、上記のルールに例外があり、企業がクレジット、ローン、その他の金融サービスを提供する場合、そのサービスの提供先企業に相当の不利益をもたらすことが合理的に予想されるときは、クレジット、ローン、その他の金融サービス契約を解除することは要求されない。

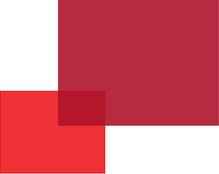
(d) 苦情手続、モニタリング及びコミュニケーション

企業は、以下に列挙する個人や組織が、その事業や子会社の事業、バリューチェーンに関し、人権や環境に与える悪影響について、現実には又は潜在的に合理的な根拠のある懸念を抱いている場合、当該個人や組織が苦情を提出できる手段を提供しなければならない。

- 悪影響を受ける者、又は悪影響を受ける可能性があると感じる合理的な根拠を持つ者、
- 当該バリューチェーンで働く個人を代表する労働組合及びその他の労働者代表、
- 当該バリューチェーンに関連する分野で活動する市民社会組織

企業は、人権や環境への悪影響を特定、予防、緩和、解消、最小化するプロセスの有効性を監督するために、自社、子会社、自社のバリューチェーンに関連する場合は既存の取引先の事業と対策措置について、定期的な評価を実施しなければならない。このような評価は、定性的及び定量的な指標が適切な場合はこれらの指標に基づき、少なくとも 12 か月ごとに実施し、また、人権や環境への悪影響の発生に関する重大な新たなリスクが発生する可能性があると感じるに足る合理的な根拠がある場合には、いつでも実施すべきとされる。そして、デュー・デリジェンスポリシーは、これらの評価結果に従って更新されるべきとされる。

EU 会計指令第 19a 条及び第 29a 条に基づく持続可能性報告義務の対象でない企業（コーポレート・サステナビリティ・レポート指令（CSRD）に基づき報告する企業を含む）は、本指令案の対象とする事項について、国際的なビジネス分野で一般的に用いられる表現によりウェブサイトで公表される年次報告書において報告しなければならない。この報告書は、毎年 4 月



30日までに、前暦年を対象として公表されなければならない。当該報告書の内容及び基準は、後日欧州委員会が採択する別の法令によって規定される。

3. 気候変動計画

企業は、自社のビジネスモデル及び戦略が、持続可能な経済への移行及びパリ協定に沿った地球温暖化の1.5°Cへの抑制に適合することを確実にするための計画を採用しなければならない。この計画は、特に、企業が合理的に入手可能な情報に基づき、気候変動が企業の事業にとってどの程度のリスクとなるか、又はどの程度の影響を与えるかを特定するものでなければならない。そして、気候変動が企業のビジネスにとっての主要なリスク又は主要な影響として特定された場合、又は特定されるべきであった場合、企業は、排出削減目標を計画に含めなければならない。また、変動報酬が、企業の事業戦略、長期的利益及び持続可能性に対する取締役の貢献と連動している場合、企業は、変動報酬を設定する際に、気候変動計画及び排出削減目標の採用に関して果たした役割を考慮しなければならない。

4. 取締役の善管注意義務

企業の取締役は、企業の最善の利益のために行動する義務を果たす際、人権、気候変動、短期、中期及び長期的な環境への影響など、持続可能性に関する事項に対して地震の意思決定が与える影響を考慮しなければならない。

5. 罰則及び民事責任

本指令案は具体的な罰則を規定していないため、EU加盟国は本指令案に従って採択された国内規定の違反に対する罰則を自由に定め、その履行を確保するために必要な全ての措置を講じることができる。原則として、規定される罰則は、効果的であり、相当性を有し、説得力のあるものでなければならない。金銭的制裁が課される場合は、企業の売上高を基準とする。

以下の場合、企業は損害賠償責任を負う。

- 上記2.(c)の義務（人権・環境への悪影響の防止に関する義務）を遵守しなかった場合、及び
- 当該不履行の結果、上記2.(c)に定める適切な措置により特定、防止、緩和、解消し、又はその程度を最小限に抑えることのできた悪影響が発生し、損害につながった場合。

上記にかかわらず、企業が「契約上のカスケード」措置を適切に講じていた場合、その企業は、既存の取引関係を有する間接的なパートナーの活動の結果として生じた悪影響によって生じた損害について責任を負わないものとする。ただし、当該事案の状況において、コンプライアンスの検証を含め、実際に講じた措置が、悪影響を防止、緩和、解消し、又は程度を最小化するために適切であると期待することが合理的でなかった場合は除かれる。

本指令案に基づく責任の有無及び程度を評価する際には、監督当局から要求された是正措置、上記2.(c)に従って行われた投資及びポイントを絞った支援、並びにバリューチェーンにおける悪影響に対処するための他の事業体との協力といった当該企業の努力を、当該損害に直接関連する限りにおいて十分に考慮するものとする。

6. 日本企業は本指令案に準拠するためにどのような準備・対応ができるか

日本企業としては、第一に、本指令案が自社の活動に与える直接的な影響を評価するための分析を行う必要がある。この分析は、自社及びビジネスパートナーが本指令案への対応を準備するために十分な時間を確保できるよう、十分に早い時期に行う必要がある。その際、日本企業は、EU域内又は域外に所在する子会社が本指令案の適用対象となるかを判断する必要がある。

この分析により、EU域内又は域外に所在する子会社が本指令案の適用対象となることが確認された場合、次に着手すべきことは、本指令案が適用される子会社のデュー・デリジェンスポリシーに人権及び環境デュー・デリジェンスを統合すること（上記2(a)参照）、及び気候変動計画の作成に着手（上記3参照）することである。より一般的には、企業が現実に又は潜在的に発生し得る悪影響を特定できるようになるためには（上記2(b)参照）、悪影響の特定に必要な情報を収集及び処理するための十分な社内体制を構築する必要がある。本指令案の遵守は取締役の善管注意義務の一部を構成し、変動報酬に影響するため、社内プロセスとしても、必要な情報が対象会社の取締役会に適切にエスカレーションされるようにしなければならない。

また、対象企業は、取引先及びサプライヤーとの契約を見直し、企業の行動規範及びその予防行動計画の遵守を確実にする契約上の保証を追加する必要があるかどうかを検討する必要がある（上記2(c)の「契約上のカスケード」を参照）。

本指令案の非常に重要な点としては、対象企業のバリューチェーン中の取引先にデュー・デリジェンス及び防止要件を課すため、日本企業への間接的な影響が大きいことがあげられ、本指令案の対象企業として、取引先たる日本企業に対し、現実に又は潜在的に発生し得る悪影響を特定するために必要な情報の提供を要求する、既存の契約上の取り決めに必要な保証を盛り込むことを要求するといった行動が予想され、日本企業は、適用対象となる企業との取引を継続するためには、これらの要求に対応せざるを得ない可能性が高い。

人権・環境デュー・デリジェンスの実施に際しては、特にアジア太平洋地域にサプライチェーンを有する日本企業において、サプライヤーがもたらす人権・環境関連リスクの特定とそれらへの対応が大きな課題になると予想される。現状、日本企業には、人権・環境デュー・デリジェンスの実施が法で義務付けられていない。日本政府は、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、2022年9月13日に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」⁷を公表したが、当該ガイドラインに法的拘束力はなく、企業に自主的な人権デュー・デリジェンスの実施を促すに留まっている。EUを筆頭に世界のビジネスの持続可能性への取組の機運の高まりを考慮すれば、日本企業においては、法令による義務付けを待つまでもなく、人権・環境デュー・デリジェンスを自主的かつ積極的に実施していくことが望まれる。

⁷ <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>